

ID: 1896

担当部署: 上下水道課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の21第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第25条の21の規定による。 (計画の認定の取消し) 第25条の21 公共下水道管理者は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。 2 第25条の12の規定は、公共下水道管理者が前項の規定による取消しをした場合について準用する。			
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日